

第 32 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 5 年 2 月 27 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 5年 2月27日(月) 15時31分～16時14分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
- 日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件
- 日程第4 報告第3号 時効取得を原因とする農地の権利移転に係る調査報告の件
- 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件
- 日程第6 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
- 日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
- 日程第8 議案第4号 芽室町農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正の件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 敬松 穰治	3番 小寺 典子	4番 道下 勇治
5番 坂下 義晴	6番 早苗 裕典	7番 森田 文秀	8番 横溝 勲
9番 平林 浩哉	10番 谷口 栄治	11番 廣江 英幸	12番 後藤 和則
13番 西川 幹生	14番 相澤 研二	15番 浅井 隆久	16番 森本 敏彦
17番 浅野 博文			

●欠席委員

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 竹川 恭史

●議事録署名委員

2番 敬松 穰治 3番 小寺 典子

(15時31分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、2番 敬松委員、3番 小寺委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番から番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番から番号4番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。それでは、浅野あっせん委員長よりあっせんの結果について報告をお願いします。

○17番（浅野委員） 17番浅野。報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。あっせん委員会を2月20日に開催しました。あっせん委員に、坂下委員、谷口委員、相澤委員、浅井委員、そして私浅野、事務局から藤野局長、竹川係長が出席しています。

当日は、午後2時30分から役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けた後、現地調査を行い、午後4時からあっせん委員会を開催しました。

それでは結果について報告します。

番号1番から番号4番について、あっせんが成立しました。あっせん内容の詳細については、資料で御確認ください。

○議長（島部会長） ただ今、浅野あっせん委員長より説明のありました報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 時効取得を原因とする農地の権利移転に係る調査書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 時効取得を原因とする農地の権利移転に係る調査書提出の件を議題とします。それでは、報告第3号について事務局より説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第3号 時効取得を原因とする農地の権利移転に係る調査書報告の件。釧路地方法務局帯広支局登記官より通知のありました件について、昭和52年8月25日付け農林省構造改善局長通知に基づき、次のとおり調査書を提出しましたので報告する。

【議案説明】

○議長（島部会長） ただ今事務局より説明のありました報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 後藤委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 12番後藤。先日現地調査を行いました。申請地は芽室西中から美生方面に1キロメートルほど、道路の西側にあります。譲受人の経営地のまんなかりにあり周囲は全て譲受人の耕作地となっています。譲受人は今回土地改良事業を実施するにあたり、圃場全体を優良農地とするために事業実施を計画し、中央部にある申請地を取得することとしたものです。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番 朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 谷口委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○10番（谷口委員） 10番谷口。先日全現地調査を行いました。申請地は、譲受人には、嵐

山から東に約3キロメートルのところを経営し、坂の上の丸山地域に約38ヘクタール、周辺に約12ヘクタールの出作で経営しています。譲受人は約10年前に経営移譲を受け畑作経営を行っていますが、今後のことを考え、譲渡人である父より贈与を受けることとなりました。個人経営で親から子への贈与であり、問題のない案件であります。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 後藤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 12番後藤です。先日現地調査を行いました。申請者は中島地区で営農しておりますが、今回経営移譲することとなり、父から子への贈与となりました。譲受人は、10年以上前から農業に従事し、今では経営の柱となっています。野菜などを作付けするなど所得の向上に取り組んでいます。親から子への贈与であり、問題のない案件であります。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番についてご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第6 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは 番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 平林委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（平林委員） 9番平林。先日現地調査を行いました。申請者の法人は、代表者とその両親及び兄で構成しています。現在の経営規模は約100ヘクタールとなっています。今回、乾燥施設の更新と、別に借用している格納庫の利用ができなくなったことから今回の計画となりました。申請地は、道道55号線洪山交差点より御影側に約1キロメートルのところから南側の高台に上がったところで、申請者の住宅のは入り口付近になります。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番についてご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番については、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で議案第2号を終わります。

●日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。

はじめに整理番号98番についてですが、森本委員の親族に関する案件でございます。「農業委員会に関する法律第31条」の規定により、森本委員は議事参与が制限されることとなります。森本委員には、議事終了まで退席をお願いします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

（15時58分 休憩）

（15時59分 再開）

○議長（島部会長） 休憩を解き、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは 整理番号98番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川） 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号98番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。整理番号98番についてご意見・ご質問はあり

ませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。整理番号98番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号98番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

（16時01分 休憩）

（16時01分 再開）

○議長（島部会長） 休憩を解き、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、整理番号99番から整理番号106番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川）

【整理番号99番から整理番号106番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。整理番号99番から整理番号106番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて番号順に採決を行います。はじめに、整理番号99番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号99番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号100番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号100番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号101番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号101番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号102番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号102番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号103番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号103番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号104番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号104番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号105番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号105番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号106番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号106番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

●日程第8 議案第4号 芽室町農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第4号 芽室町農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正の件を議題といたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川） 議案第4号 芽室町農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正の件。芽室町農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について、審議を求めます。

【議案朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。提案のありました規程

の一部改正について、原案のとおり改正することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

○議長（島部会長） 以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第32回総会を閉会いたします。

（16時14分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 5年 2月27日

議 長 (農業委員会会長)

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員